

都有地活用型太陽光発電設備設置事業（青梅市新町六丁目 P P A）評価基準

1 企画提案評価点

企画提案価格点は、下記「2 提案価格点」以外のものについて対象とする。

- (1) 公共貢献と付加提案以外の評価項目については、別表のとおり、評価項目と評価基準に従い、下記のとおり 6 段階評価を行う。

| | | |
|--------|----------|-----|
| 【評価結果】 | 優れている | 5 点 |
| | やや優れている | 4 点 |
| | 普通 | 3 点 |
| | やや劣る | 2 点 |
| | 劣る | 1 点 |
| | 提案なし・不適格 | 0 点 |

- (2) 評価点は、各評価項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。
- (3) 付加提案等については、上記にかかわらず、それぞれ最大 5 点までの範囲で加点評価する。

2 提案価格点

- (1) 供給価格に係る提案価格点

供給価格に係る提案価格点は、価格等提案書（様式 4）の供給単価の金額について、以下のとおり算定するものとする。

ア 都が定める上限価格以下の価格を提案した事業者のうち、最も低い価格を提案した事業者を 10 点満点とする。

イ 最も低い価格を提案した事業者以外の事業者については、下記算定式による。

$$\text{提案価格点} = \text{最低提案価格} / \text{提案価格} \times 10 \text{点}$$

※小数点以下第 2 位までを有効とし、小数点以下第 3 位で四捨五入する。

- (2) 地代に係る提案価格点

地代に係る提案価格点は、価格等提案書（様式 4）の 1 年分の地代の金額について、以下のとおり算定するものとする。

ア 都が定める下限価格以上の価格を提案した事業者のうち、最も高い価格を提案した事業者を 10 点満点とする。

イ 最も高い価格を提案した事業者以外の事業者については、下記算定式による。

$$\text{提案価格点} = \text{提案価格} / \text{最高提案価格} \times 10 \text{点}$$

※小数点以下第 2 位までを有効とし、小数点以下第 3 位で四捨五入する。

3 総評価点

総評価点は、企画提案価格点に提案価格点を加算して算定するものとする。

都有地活用型太陽光発電設備設置事業（青梅市新町六丁目PPA）評価基準

| 評価項目 | 評価の視点 | 確認資料 | 加重倍率 | 配点 |
|---------------------|---|-------------------------|------|----|
| 事業の遂行能力(20点) | | | | |
| 事業実施能力・体制 | 事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。 | 様式2-1 様式2-2 様式2-4 | 1 | 5 |
| 太陽光発電の設置・運営実績 | 太陽光発電の設置・運営実績は、他と比較して評価できるか。 | 様式2-3 | 3 | 15 |
| 事業計画(50点) | | | | |
| 太陽光発電の発電出力 | 太陽光発電の発電出力は大きいか。 | 様式3 | 4 | 20 |
| 事業収支計画 | 事業収支計画は長期にわたる事業を安定的に実施できると見込まれる具体的かつ適切な計画か。取壊し費用を勘案しているか。 | 様式3 | 2 | 10 |
| 余剰分電力の取扱い | 余剰分電力の取扱いは都施設で使用する計画となっているか。 | 様式3 | 3 | 15 |
| 設備の設置方法 | 周辺地域に光害の影響を及ぼさないよう配慮されているか。 | 様式3 | 1 | 5 |
| 供給価格(10点) | | | | |
| 供給価格 | 電気供給価格は、他と比較して安い。 | 様式4 | — | 10 |
| 地代(10点) | | | | |
| 地代 | 地代は、他と比較して高い。 | 様式4 | — | 10 |
| 付加提案等(10点) | | | | |
| 公共貢献 | 本事業を活用した地元や地域などに対する公共貢献策で、実現性が見込まれ、かつ優れた提案であるか。 | 様式3 | — | 5 |
| 独自提案 | 「未来の東京」戦略、HTTなど都の施策を理解した本事業に係る独自提案で、実現性が見込まれ、かつ優れた提案であるか。 | 様式3 | — | 5 |
| 評価の合計（100点） | | | | |